

●香川県告示第120号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次の表の右欄に掲げる土地を当該左欄に掲げる字の区域に編入する旨、綾川町長から届出があった。

平成23年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

綾歌郡綾川町羽床上字為成	綾歌郡綾川町羽床上字畑小尻2632の3、2634の2の一部及びこれらの区域に隣接する水路である町有地の全部並びに字為成2123、2126、2137の1、2144の1に隣接する水路である県有地の一部
綾歌郡綾川町羽床上字畑小尻	綾歌郡綾川町羽床上字為成2122の2の一部、2123の一部、2126の一部、2137の1の一部、2144の1の一部、2147の1の一部、3061の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部
	綾歌郡綾川町羽床上字助真2666の一部、2667の一部、2668の1の一部
綾歌郡綾川町羽床上字助真	綾歌郡綾川町羽床上字畑小尻2640の一部、2641の2、2642及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部並びに2642に隣接する水路である県有地の一部